

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 5 項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件

漁港名	放置禁止区域	放置禁止物件
秋名漁港	昭和 59 年 12 月 27 日農林水産省告示第 2487 号で告示した漁港区域のうち、漁港漁場整備法に基づき管理する水域及び陸域	1 船舶及びその部品 2 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同上第 8 項に規定する使用済み自動車並びにこれらの部品
安木屋場漁港	昭和 30 年 10 月 21 日農林水産省告示第 860 号で告示した漁港区域のうち、漁港漁場整備法に基づき管理する水域及び陸域	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物
龍郷漁港	昭和 30 年 10 月 21 日農林水産省告示第 860 号で告示した漁港区域のうち、漁港漁場整備法に基づき管理する水域及び陸域	